

6. 第6号議案 規約第4条12)「地域の取り組み方針」について

■天竜川上流水防連絡会における「地域の取り組み方針」

- ① 水防関係機関、住民、学校関係者を対象とした防災教育を実施、地域の防災意識向上に向けた実践的な取組を実施
- ② 安全への思い込み払拭、迅速かつ的確な避難行動のための取組を実施
- ③ 伊那谷特有の地理的条件（盆地、急流河川）を考慮した洪水氾濫被害軽減のために行政機関等が連携した取組を実施

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
協議会の進め方

中部地方整備局河川部

水防災意識社会 再構築ビジョン

平成27年12月11日
水防災意識社会
再構築ビジョン
報道発表資料

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

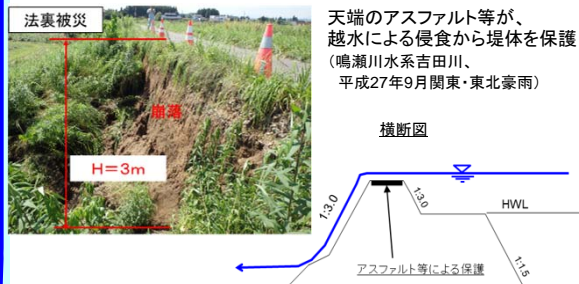
主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）>



<洪水を安全に流すためのハード対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

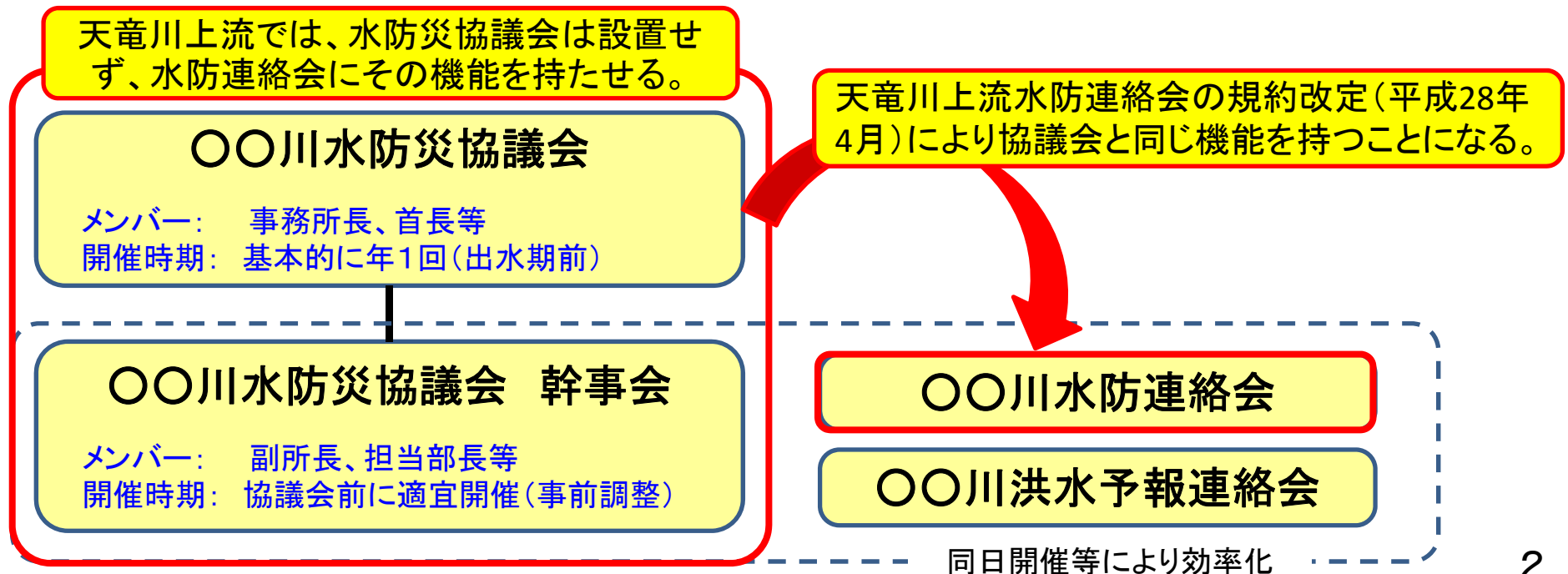
【中部地整】天竜川上流水防連絡会 運営方針(案)

【水防連絡会の規約改定主旨】

天竜川上流水防連絡会は、今後の気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回るような洪水に対応するため、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、隣接する自治体や県、国等と連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的として平成28年4月に規約の改定を実施する。

【規約改定のねらい】

洪水による浸水が発生した際に「逃げ遅れゼロ」のために、住民自らがリスクを察知し主体的に避難することを目的とし、河川管理者のみならず、市町村等の関係機関それぞれが役割を認識し、行動を実施するための方針を策定・検証を行う場とする。



【中部地整】 天竜川上流水防連絡会 実施内容(案)

「避難を促す緊急行動」等の従来の施策に加え、住民自らの的確な避難行動及び地域の経済活動の早期復旧に資するために、河川管理者、市町村等が行うべき地域の取組方針をとりまとめる。さらに、取組方針に基づき、各関係機関が活動を実施し、毎年フォローアップを行う。

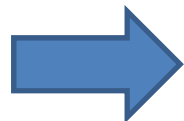
地域の取組方針について

(目標)

- ・ 概ね5年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標

(取組項目)

- ・ 国、県、市町村が取り組み項目を策定する。
- ・ 取り組み項目は平成28年4月の「平成28年度水防連絡会(第1回)」にて委員会承認を受ける。



毎年、協議会を開催し、上記の取組内容のフォローアップを実施

減災のための目標(案)について

【天竜川上流】

平成28年4月

天竜川上流河川事務所

減災のための目標(案)について

天竜川上流における水害の主な特徴

- ①中央アルプスと南アルプスに囲まれた地形により支川上流で降った雨が短時間で天竜川本川に流入する。 → 短時間で水位上昇する恐れがあるほか、天然ダムなどの土砂災害にも警戒
- ②近年(昭和36年、昭和57年、昭和58年)、大規模な浸水被害を伴う水害が発生していない
→ 水害を経験した職員・水防団員が減少、水害に対する行政(国、県、地町村)、住民の意識が希薄
- ③霞堤などの伝統的な治水施設が多く存在する
- ④河川法制定前に設置された橋梁がある。 → 過去に局所洗堀で倒壊した橋梁がある
- ⑤急流河川であり、水衝洗堀による被害の恐れがある → 平成18年に水衝洗堀により堤防が被災

【減災のための主な課題】

- 避難勧告・指示を発令するタイミング
- 避難勧告・指示を発令する地区の順序(一括発令 or 段階発令)
- 防災情報の伝達手段(学校、観光客等地域外の方、一般企業者にも情報を)
- 地域住民及び教育関係者の防災意識の向上(水害に対する危険度の認識)
- 自治体職員を対象とした防災教育の実施(年1回、職員の8割を目標とする)
- 実用性のある水防マニュアルの作成
- 水害に対する訓練(避難訓練、水防訓練、情報伝達訓練、復旧方法、排水訓練 等)
- 道路管理者等との連携

減災のための目標(案)について

減災のための目標(案)

■5年間で達成すべき目標

天竜川上流の大規模な水害に対し、流域自治体一体となって、
「水防関係機関、住民、学校関係者の防災意識向上」、「安全への思い込み払拭」、「行政機関等の連携強化」を目指す

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水(越水・浸食・洗掘)による氾濫被害

※水防関係機関：天竜川上流水防連絡会に属する機関

※学校関係者：教職員、保育士、教育委員会、学校事務職員

※行政機関等：水防連絡会に属する行政機関及び道路管理者(国道、県道、市町村道、有料道路など)

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

平成27年12月24日に記者発表した【「水防災意識社会 再構築ビジョン」における今後概ね5年間で実施する主な河川整備】に基づく河川管理者が実施するハード対策(※)に加え、天竜川上流において以下の取組を実施。

1. 水防関係機関、住民、学校関係者を対象とした防災教育を実施、**地域の防災意識向上に向けた実践的な取組を実施**
2. 安全への思い込み払拭、迅速かつ的確な**避難行動のための取組を実施**
3. 伊那谷特有の地理的条件(盆地、急流河川)を考慮した洪水氾濫被害軽減のために**行政機関等が連携した取組を実施**

(※)河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、
侵食・洗掘対策